

はびきの

広報

8

2009

AUGUST

No.574

2009年8月1日発行

発行 羽曳野市 市長公室 秘書課
〒583-8585 羽曳野市善田4-1-1
072-958-1111 (代表)URL <http://www.city.habikino.osaka.jp/>
E-mail mailbox@city.habikino.osaka.jp

カメラ付き携帯電話のバーコードリーダーで左のQRコードを読み取ってください。「モバイルシティはびきの」をご覧いただけます(QRコードは欄アンソウウェブの登録商標です)。

今月の表紙

道の駅野外活動広場の温室ハウスでは、去年3月に植えた新品種のぶどうや巨峰などが、すくすくと育ち実を付け出しました。育成や管理は、駒ヶ谷・飛鳥地区の若い生産者で結成された大阪葡萄研究会の皆様をお願いしています。

もくじ

- 2 市議会議員選挙
- 8 職員募集・地域密着型サービス事業者
- 9 医療のお知らせ・定額給付金
- 10 ウィーン
- 11 多文化共生社会
- 12 家族介護・道の駅・下水道
- 13 市民大学
- 16 消費生活Q&A・道路ふれあい月間・指定管理者募集
- 17 図書館だより・白鳥児童館
- 18 歴史のまち、羽曳野・サラダボール
- 19 LICはびきの
- 20 青少年児童センター・AEDの設置
- 21 国民年金・かかりつけ健康メール・東洋医療
- 22 健康ファミリー
- 24 子育て支援センター
- 26 街かどから
- 28 古市南小学校・食育推進強化月間
- 29 制度・お知らせ・スポーツ
- 39 相談窓口
- 40 市民のページ・風流韻事
- 41 社協・警察



羽曳野市

市章は「羽」の文字を抽象的に図案化し、シンボルに表現したもの。鳥のはばたきのような市の雄飛と発展性を示しています。

面積…26.44km²

人口…119,671人(前月比+53)

男… 57,484人

女… 62,187人

世帯… 48,605

(平成21年6月30日現在)

羽曳野市議 衆議院議 最高裁判所

投票日は8月30日(日)

投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、満20歳以上(平成元年8月31日までに生まれた人)の日本国民で、平成21年5月22日までに羽曳野市の住民基本台帳に記載され、引き続き居住されている人です。

期日前投票所で投票できる人

選挙の投票は、原則として投票日に選挙人が投票所に行って投票することになっています。

しかし、投票日に他の市区町村で仕事をしているとか、やむを得ない用務で市外へ出掛ける(出張、旅行、滞在)などの理由で、投票日当日に投票所へ行ける見込みのない人は、「期日前投票所で投票」をすることができます。

期日前投票所での手続き

投票所入場整理券(届いている場合)を持って、本人が市役所4階会議室または総合スポーツセンター(はびきのコロセアム)1階幼児室までお越しください。宣誓書(請求書)に不在の理由などを書いて投票していただきます。

体が不自由で、車いすなどご利用で市役所4階へお越しの方は、担当職員がご案内いたします。

指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入っている人の場合は、投票したい旨をその病院長(施設長)に申し出ると、その病院(施設)で不在者投票をすることができます。

○市内の指定施設

丹比荘病院▷府立呼吸器・アレルギー医療センター(旧府立羽曳野病院)▷島田病院▷老人保健施設悠々亭▷豊川病院▷藤本病院▷老人保健施設

まほろば▷城山病院▷高村病院▷老人保健施設あつたか村▷養護老人ホーム四天王寺たかわし寮▷四天王寺悲田院養護老人ホーム・特別養護老人ホーム▷特別養護老人ホーム河原城苑▷羽曳野特別養護老人ホーム▷ケアハウスはびねす軽里▷ケアハウススマイル▷特別養護老人ホームスマイル▷ケアハウスロイヤルアンジュ▷特別養護老人ホームアンジュ▷特別養護老人ホームあすくの里▷介護付有料老人ホームライフコート春秋▷介護付有料老人ホームライフビュー▷特別養護老人ホームあすくの里(老人短期入所施設)

郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人で、身体に重度の障害のある人、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている人は「郵便による不在者投票」ができます。対象となる人は、

☆身体障害者手帳に

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害(以下「両下肢等の障害」という)の程度が1級もしくは2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級もしくは3級と記載されている人

☆戦傷病者手帳に

- ・両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が特別項症から第3項症と記載されている人(注)手帳の記載だけではっきりしないときは、障害の程度に該当するという羽曳野市長の証明を受けてください。

☆介護保険法第7条第3項に規定する要介護者である者で、同法第

会 議 員 一 般 選 挙 員 総 選 挙 裁 判 官 国 民 審 査

午前7時から午後8時まで

12条第3項の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者

■郵便等による不在者投票に おける代理記載制度■

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の①または②に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

- ①身体障害者福祉法上の身体障害者で身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者
- ②戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ次の手続きを行っておく必要があります。これらの手続きは同時に行うことが可能です。

○代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続き（郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨の記載を受けます）

○代理記載人となるべき者の届出の手続き（選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます）

なお、郵便による不在者投票には、「郵便投票証明書」が必要です。選挙管理委員会で早急に手続きをしてください。

※投票用紙の請求期限は8月26日(水)までです。

■入場整理券は各家庭に郵送

※入場整理券がハガキから個票に変わります。

■各自の入場整理券をお持ちください■

投票所入場整理券は、8月24日までに各家庭に郵送します。紛失しないようにして、投票所へ持参してください。

何らかの事情で届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所へお越しください。

■選挙公報は各家庭に配布

選挙公報は、候補者が提出した政策などを原文のまま写真印刷して、各家庭に配布します（8月28日までにお手元に届く予定です）。また、主な公共施設に選挙公報を備えますので、ご利用ください。

入場整理券および選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

■候補者のポスターは公営掲示板に■

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置した244カ所のポスター掲示板に貼られます（それ以外の屋外掲示は違法になります）。選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり破損したりすると処罰されますので注意してください。

各投票所には、車いすを利用されている人のための記載台と、目の不自由な人のための点字器を用意しています。投票日当日、投票所で手話通訳が必要な方は、事前に市選挙管理委員会に申し出てください。

開票は
8月30日(日)
午後9時から
市民体育館（西浦）
で行います。

投票所の変更のお知らせ

第17投票所
西浦東小学校「体育館」→東阪田会館
第20投票所
佛号寺→飛鳥公民館

期日前投票場所が変わります。
※支所では投票できませんので、ご注意ください。

期日前投票（不在者投票）ができる期間と場所

衆議院議員総選挙

8月19日(水)～8月29日(土)

最高裁判所裁判官国民審査

8月23日(日)～8月29日(土)

羽曳野市議会議員一般選挙

8月24日(月)～8月29日(土)

いずれも時間は

午前8時30分～午後8時

期日前投票所

○羽曳野市役所本館4階会議室
○羽曳野市立総合スポーツセンターはびきのコロセラム1階幼児室（南恵我之荘4-237-4）

入場整理券を持ってお越しください。

問合せ：羽曳野市選挙管理委員会 ☎ 958-1111

投票所と投票区域

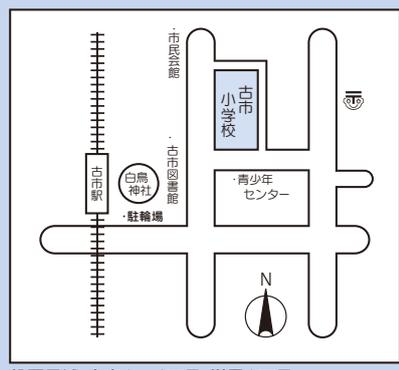
投票区	投票所	投票区域
1	古市小学校講堂	古市1丁目～4丁目、誉田1丁目、古市番地の一部 碓井1丁目～2丁目、碓井3丁目532番地～、川向
2	白鳥会館会議室	白鳥1丁目～3丁目、翠鳥園、軽里1丁目～3丁目、栄町1～8番
3	誉田中学校教室	誉田2丁目～7丁目
4	東部コミュニティセンター (石川プラザ)2階集会室	古市5丁目～7丁目、古市1479～1541番地、古市1679～1717番地、古市1726～1750番地、古市1761～1775番地、西浦1576～1625番地、大黒172番地の1～239番地の17
5	竜王寺出荷組合出荷場	古市番地の一部(竜王寺)、飛鳥の一部
6	高鷲中学校教室	島泉1丁目～2丁目・9丁目
7	北宮中部公民館	高鷲1丁目、高鷲2丁目1～2番、(高鷲7丁目1～5番・7丁目8番地・7丁目75～77番地)以外の7丁目、高鷲8丁目～10丁目
8	恵我之荘集会所	恵我之荘1丁目～6丁目
9	恵我之荘小学校体育館	南恵我之荘5丁目～8丁目
10	伊賀公民館	伊賀1丁目、伊賀2丁目1～7番・16～28番、伊賀5丁目～6丁目
11	人権文化センター	向野1丁目～3丁目、(向野173～225番地)以外の向野番地、野番地の一部
12	野々上公民館	野々上3丁目～4丁目、(野々上5丁目1～13番・16～17番・5丁目番地)以外の5丁目、伊賀2丁目8～15番
13	高鷲南小学校体育館	(高鷲2丁目1～2番)以外の2丁目、(高鷲3丁目1～2番)以外の3丁目、高鷲4丁目1番、高鷲5丁目6～11番・5丁目番地、高鷲6丁目、高鷲7丁目1～5番・7丁目8番地・7丁目75～77番地
14	西浦公民館	西浦3丁目・6丁目、(西浦4丁目164番地の3～22、165番地、166番地の2～27)以外の4丁目、(西浦5丁目160番地の1、161番地の2～10)以外の5丁目
15	西浦小学校体育館	西浦番地の一部(新町、蔵之内、尺度442番地(府立食とみどりの総合技術センター))
16	尺度公民館	(尺度442番地)以外の尺度、東阪田の一部
17	東阪田会館	東阪田の一部、古市番地の一部(水守)、通法寺の一部、壺井の一部、西浦番地の一部、広瀬の一部
18	広瀬会館	広瀬の一部、通法寺の一部(太閤園)、古市番地の一部、大黒240～307番地、壺井の一部
19	駒ヶ谷小学校体育館	駒ヶ谷、大黒の一部、誉田番地の一部
20	飛鳥公民館	飛鳥の一部、古市番地の一部
21	大黒公民館	大黒の一部
22	壺井青年会場	壺井の一部、通法寺の一部
23	通法寺公民館	通法寺の一部、壺井の一部
24	丹比小学校体育館	郡戸、(河原城205～208番地・210～263番地・580番地の5・585番地の1・3～5)以外の河原城、埴生野558～598番地・1023～1030番地・1057～1244番地
25	野公民館	野の一部、榎山、伊賀番地、向野173～225番地
26	府営羽曳野高鷲住宅集会所	高鷲3丁目1～2番、高鷲4丁目2～9番、高鷲5丁目1～4番、野々上5丁目1～6番・16～17番・5丁目番地
27	府営羽曳野碓井住宅集会所	碓井3丁目1～531番地、碓井4丁目
28	羽曳が丘第一集会所	羽曳が丘1丁目～8丁目、学園前1丁目～2丁目(高鷲寮)、河原城260～263番地、埴生野840番地・1245～1250番地、西浦4丁目164番地の3～22・165番地・166番地の2～27、西浦5丁目160番地の1・161番地の2～10
29	府営古市住宅集会所	府営古市住宅、市営古市住宅、古市番地の一部、大黒の一部、南古市1丁目～3丁目
30	羽曳山会館	はびきの1丁目～4丁目、府立呼吸器・アレルギー医療センター
31	羽曳が丘コミュニティセンター (MOMOプラザ)2階集会室	羽曳が丘9丁目・10丁目、羽曳が丘西1丁目～7丁目、学園前4丁目～5丁目、埴生野942番地、河原城205～208番地・210～259番地・580番地の5・585番地の1・3～5
32	島泉集会所	島泉3丁目～8丁目
33	社会福祉協議会西部事務所	南恵我之荘1丁目～4丁目
34	埴生南小学校教室	伊賀3丁目～4丁目、桃山台1丁目～4丁目、学園前3丁目・6丁目(悲田院)、はびきの5丁目～7丁目、埴生野316～324番地・805番地・823～838番地・1251～1312番地
35	野々上東連合会館	野々上1丁目・2丁目、野々上5丁目7～13番
36	新西浦会館	西浦1丁目・2丁目、栄町9～10番

投票所一覧

投票所をご確認ください

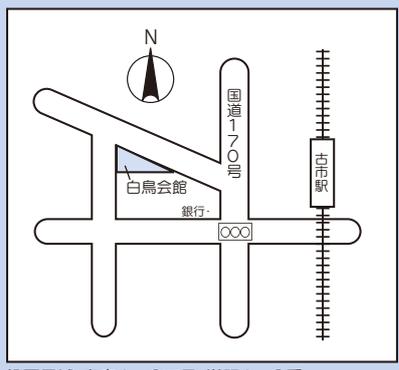
古市地区

第1投票所(古市小学校講堂)



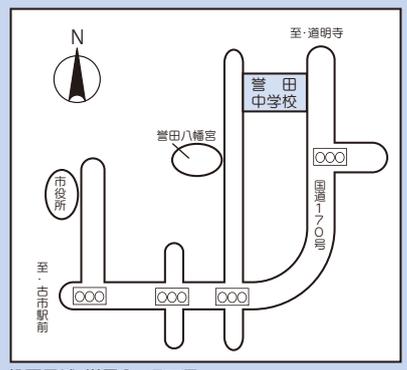
投票区域:古市1~4丁目、菅田1丁目、古市番地の一部、碓井1~2丁目、碓井3丁目532番地~、川向

第2投票所(白鳥会館会議室)



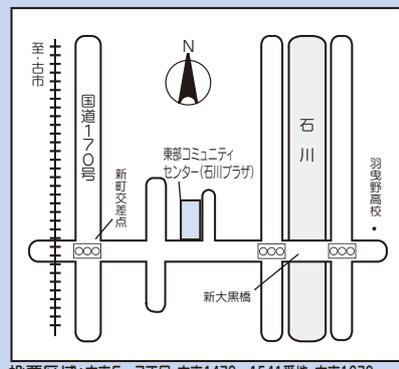
投票区域:白鳥1~3丁目、栄町1~8番 翠鳥園、軽里1~3丁目

第3投票所(菅田中学校教室)



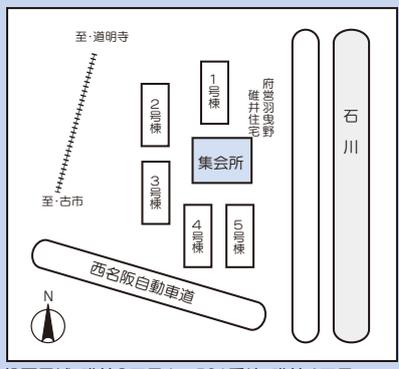
投票区域:菅田2~7丁目

第4投票所(東部コミュニティセンター・石川プラザ)



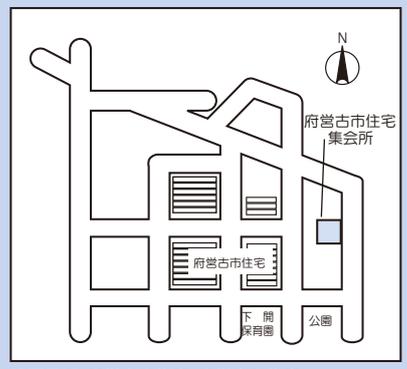
投票区域:古市5~7丁目、古市1479~1541番地、古市1679~1717、古市1726~1750、古市1761~1775、西浦1576~1625番地、大黒172の1~239の17

第27投票所(府営羽曳野碓井住宅集会所)



投票区域:碓井3丁目1~531番地、碓井4丁目

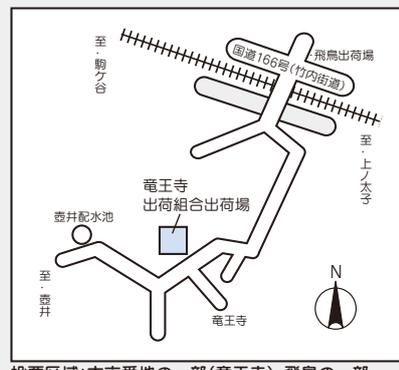
第29投票所(府営古市住宅集会所)



投票区域:府営古市住宅、市営古市住宅、古市番地の一部、大黒の一部、南古市1丁目~3丁目

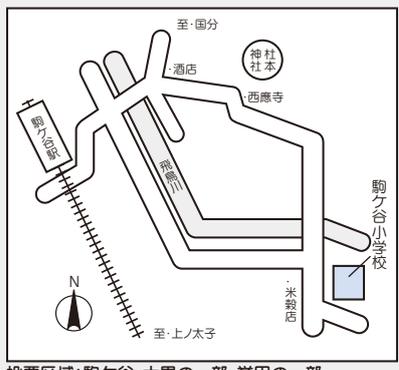
駒ヶ谷地区

第5投票所(竜王寺出荷組合出荷場)



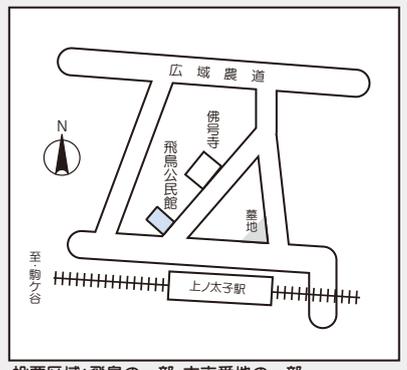
投票区域:古市番地の一部(竜王寺)、飛鳥の一部

第19投票所(駒ヶ谷小学校体育館)



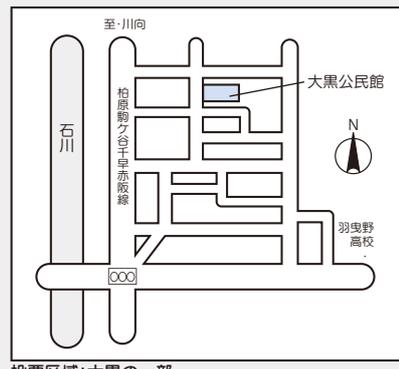
投票区域:駒ヶ谷、大黒の一部、菅田の一部

第20投票所(飛鳥公民館)



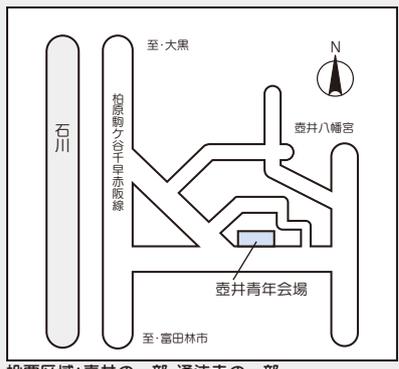
投票区域:飛鳥の一部、古市番地の一部

第21投票所(大黒公民館)



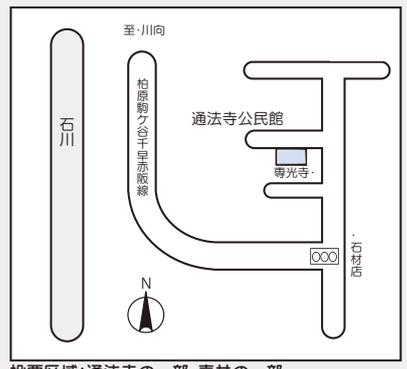
投票区域:大黒の一部

第22投票所(壺井青年会場)



投票区域:壺井の一部、通法寺の一部

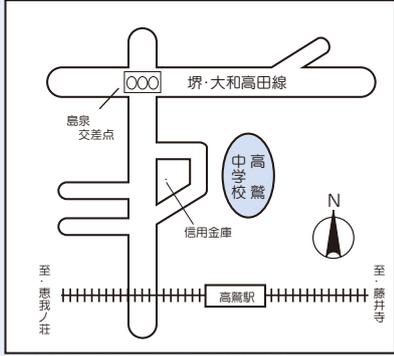
第23投票所(通法寺公民館)



投票区域:通法寺の一部、壺井の一部

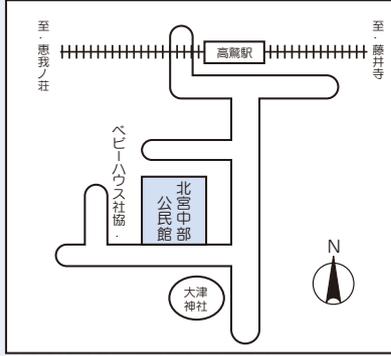
まかせずに『自分で選ぼう』まかす人

第6投票所(高鷲中学校教室)



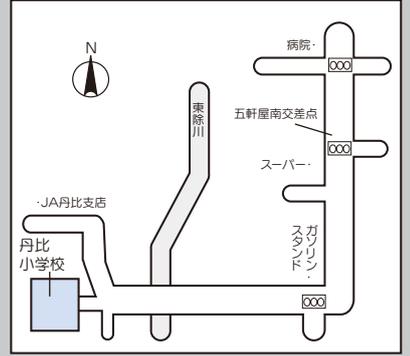
投票区域: 島泉1~2丁目・島泉9丁目

第7投票所(北宮中部公民館)



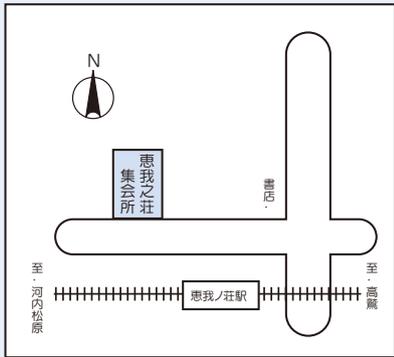
投票区域: 高鷲1丁目・高鷲2丁目1~2番、
(高鷲7丁目1~5番・同丁目8番地・同75~
77番地)以外の7丁目・高鷲8丁目~10丁目

第24投票所(丹比小学校体育館)



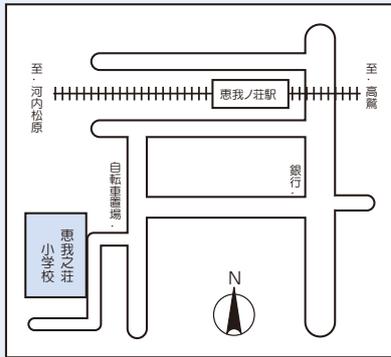
投票区域: 郡戸(河原城205~208番地・同210~263番地・
580番地の5・585番地の1・3~5)以外の河原城、
堀生野558~593番地・1023~1030番地・1057~1244番地

第8投票所(恵我之荘集会所)



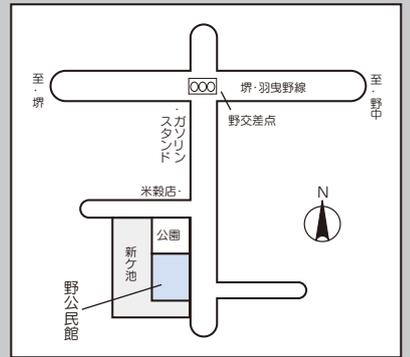
投票区域: 恵我之荘1丁目~6丁目

第9投票所(恵我之荘小学校体育館)



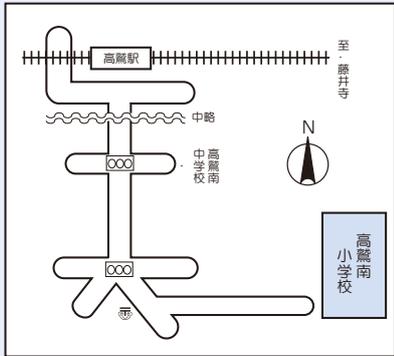
投票区域: 南恵我之荘5~8丁目

第25投票所(野公民館)



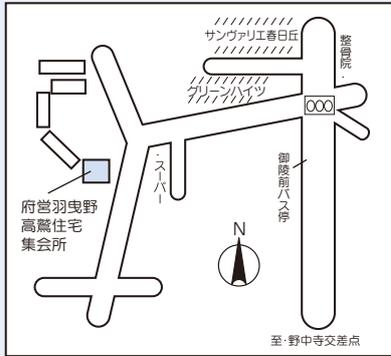
投票区域: 野の一部、椋山、伊賀番地、
向野173~225番地

第13投票所(高鷲南小学校体育館)



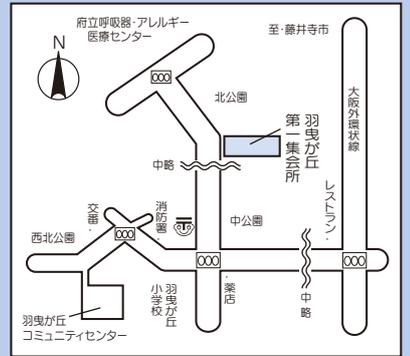
投票区域: (高鷲2丁目1~2番)以外の2丁目・(高鷲3丁目1~2番)
以外の3丁目・高鷲4丁目1番・高鷲5丁目6~11番・5丁目
番地・高鷲6丁目・高鷲7丁目1~5番・7丁目8番地・7丁目
75~77番地

第26投票所(府営羽曳野高鷲住宅集会所)



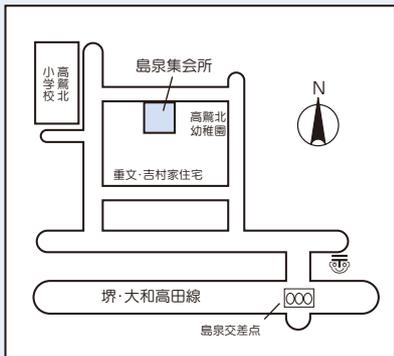
投票区域: 高鷲3丁目1~2番・高鷲4丁目2~9番、
高鷲5丁目1~4番・野々上5丁目1~6番・
16~17番・5丁目番地

第28投票所(羽曳が丘第一集会所)



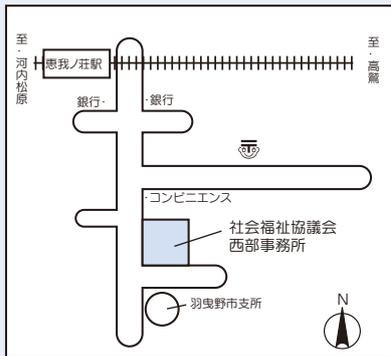
投票区域: 羽曳が丘1丁目~8丁目・学園前1丁目~2丁目(高鷲側)、
河原城260~263番地・堀生野840番地・同1245~1250番
地・西浦4丁目164番地の3~22・165番地の166番地の
2~27・西浦5丁目160番地の1・161番地の2~10

第32投票所(島泉集会所)



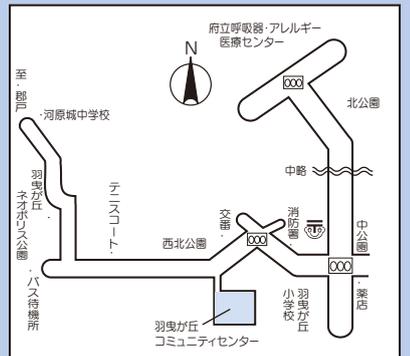
投票区域: 島泉3~8丁目

第33投票所(社会福祉協議会西部事務所)



投票区域: 南恵我之荘1丁目~4丁目

第31投票所(羽曳が丘コミュニティセンター(2階集会所))



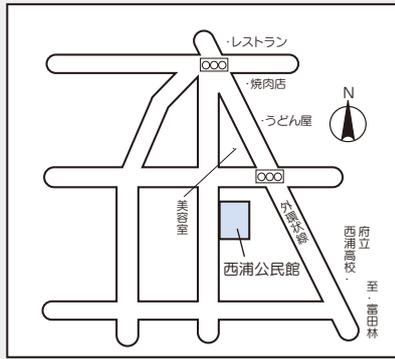
投票区域: 羽曳が丘西1丁目~7丁目・学園前4丁目~5丁目、
堀生野942番地・河原城205~208番地・210~259番地・
580番地の5・585番地の1・3~5・羽曳が丘9丁目・
10丁目

丹比地区

羽曳が丘地区

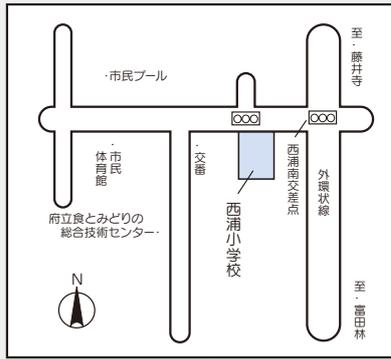
高鷲地区

第14投票所(西浦公民館)



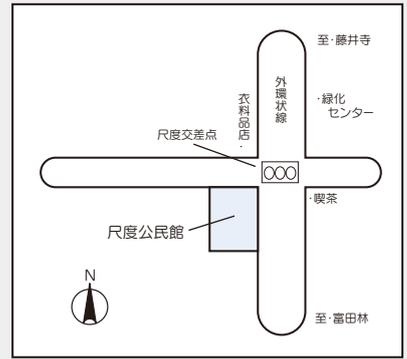
投票区域: 西浦3丁目・6丁目、(西浦4丁目164番地の3~22・165番地・166番地の2~27)以外の4丁目、(西浦5丁目160番地の1・161番地の2~10)以外の5丁目

第15投票所(西浦小学校体育館)



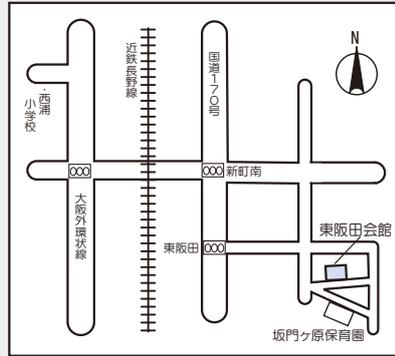
投票区域: 西浦番地の一部(新町)、蔵之内、尺度442番地(府立食とみどりの総合技術センター)

第16投票所(尺度公民館)



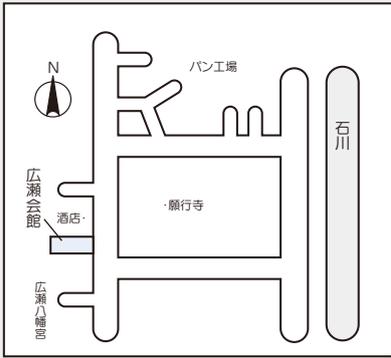
投票区域: (尺度442番地)以外の尺度、東阪田の一部

第17投票所(東阪田会館)



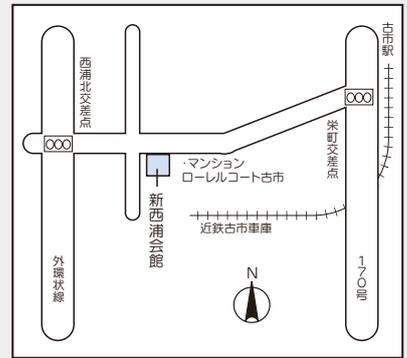
投票区域: 東阪田の一部、古市番地の一部(水守)、通法寺の一部、壺井の一部、西浦番地の一部、広瀬の一部

第18投票所(広瀬会館)



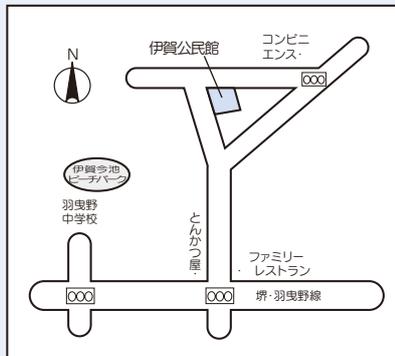
投票区域: 広瀬の一部、通法寺の一部(太閤園)、古市番地の一部、大黒240~307番地、壺井の一部

第36投票所(新西浦会館)



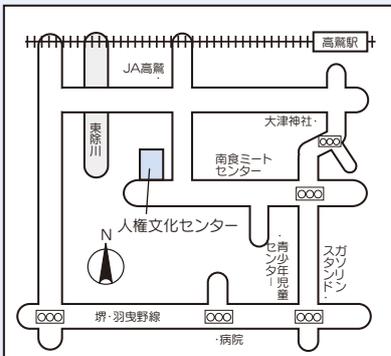
投票区域: 西浦1丁目・2丁目、米町9~10番

第10投票所(伊賀公民館)



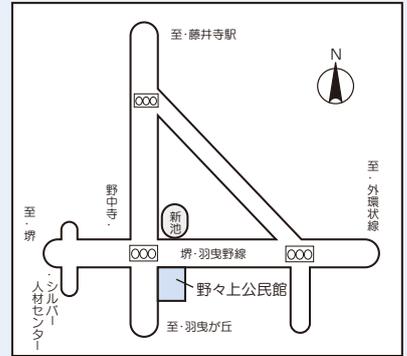
投票区域: 伊賀1丁目、伊賀2丁目1~7番・16~28番、伊賀5丁目~6丁目

第11投票所(人権文化センター)



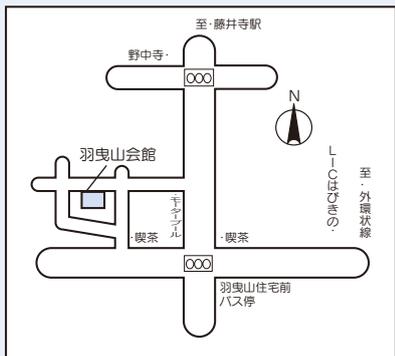
投票区域: 向野1丁目~3丁目、野野地の一部(向野173~225番地)以外の向野番地

第12投票所(野々上公民館)



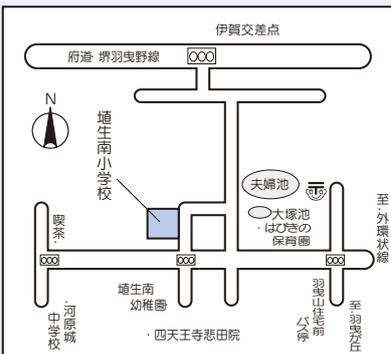
投票区域: 野々上3丁目~4丁目、(野々上5丁目1~13番・16~17番・5丁目番地)以外の5丁目、伊賀2丁目8~15番

第30投票所(羽曳山会館)



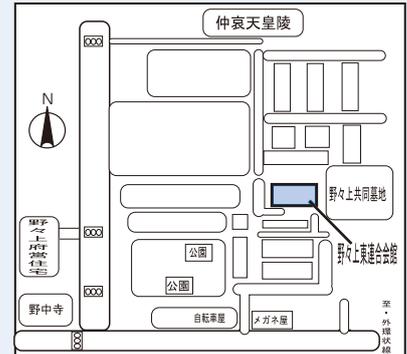
投票区域: はびきの1丁目~4丁目、府立呼吸器・アレルギー医療センター

第34投票所(埴生南小学校教室)



投票区域: 伊賀3丁目~4丁目、橋山台1丁目~4丁目、学園前3丁目・6丁目(慈田院)、はびきの5丁目~7丁目、埴生野316~324番地・805番地・823~838番地・1251~1312番地

第35投票所(野々上東連合会館)



投票区域: 野々上1丁目・2丁目、野々上5丁目7番~13番